○江別市子どもの権利条例(案)の主な変更点

資料3

No.	ページ	条文	修正前	修正後	修正の考え方
1	2	(定義) 第2条第1項第4号	保育所、幼稚園、認定こども園、児童館、学校その他の子どもが育ち、学ぶ場となる施設、事業を行う者又はその関係者をいう。	幼稚園、保育所、認定こども園、学校、児童館その他の子どもが育ち、学ぶ場となる施設、事業を行う者又はその関係者をいう。	第2回子ども・子育て会議での意見を受けて修正しました。 幼稚園、保育所、認定こども園を就学前としてセットで考え、制度の古い順としています。 学校、児童館を就学期としてセットで考え、順番は上記と同じ理由です。
2	2	(基本理念) 第3条第1項第1号	差別の禁止(差別のないこと。)	差別の禁止　全ての子どもは、いかなる理由によっても差別されず、この条例に定める全ての権利が等しく保障されること。	法制上、(　)書きは、定義付けにしか使用できないとの指摘がありましたので、ユニセフのHPにある説明文を参照に修正しました。
3	2	(基本理念) 第3条第1項第2号	子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと。)	子どもの最善の利益　子どもに関する事項を決定し、又は実施するに当たっては、子どもにとって最も良いことが何かということを第一に考慮すること。	同上
4	2	(基本理念) 第3条第1項第3号	子どもの生命と成長の保障(命を守られ成長できること。)	子どもの生命と成長の保障　全ての子どもは、その生命が守られ、生まれながらに有する能力を十分に伸ばして成長することができるよう、必要な支援を受ける権利が保障されること。	同上
5	2	(基本理念) 第3条第1項第4号	子どもの意見の尊重(子どもが意味のある参加ができること。)	子どもの意見の尊重　子どもは、自己に関係のある事項について、自由に意見を表明することができるとともに、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等その他の子どもに関わる全ての者は、表明された意見を尊重し、これを考慮すること。	同上
6	2	(基本理念) 第3条第2項	市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等その他の子どもに関わる全ての者は、性別、年齢、障がいの有無、経済的状況、宗教、国籍、民族的出自、言語、文化的背景その他の個性又は他者との違いを理解し、子どもの多様性を尊重するものとする。	市、保護者、市民、育ち学ぶ施設等その他の子どもに関わる全ての者は、性別、年齢、障がいの有無、経済的状況、宗教、国籍、民族的出自、言語、文化的背景その他個性を理解し、子どもの多様性を尊重するものとする。	条例の審査過程で「個性又は他者との違い」という表現が二重表現になっているとの指摘を受け、「個性」のみを残しました。
7	3	(自分らしく生きる権利) 第6条第1項第1号	個性及び他者との違いが認められ、人格が尊重されること。	個性が認められ、人格が尊重されること。	同上
8	3	(参加する権利) 第8条第1項第3号	年齢及び成熟度に応じ表明した意見が尊重されること。	年齢及び発達の程度に応じて、表明した意見が尊重されること。	「成熟度」という言葉が常用表現ではなく、条例に使用できないことから、「発達の程度」という文言に置き換えました。
9	3	(参加する権利) 第8条第1項第4号	自分に関することに年齢及び成長に応じて適切な支援を受けながら、決定又はその過程に参加できること。	自分に関することに年齢及び発達の程度に応じて適切な支援を受けながら、決定又はその過程に参加できること。	表現の統一の観点から文言を修正しました。